

第21回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成31年2月28日(木) 午後3時00分から午後4時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 6番 坂野 幸夫
8番 山田 清隆 9番 岩間 勇市
10番 杉本 峯一 11番 吉田 靖志
12番 椿 新二 14番 高山 重人
15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 5番 向山委員
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 諸報告について
 - 第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第7 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第8 農地法第6条第1項の規定による報告について
 - 第9 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第10 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について
 - 第11 平成31年農作業雇用標準賃金の改定について
 - 第12 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 第13 蘭越町農業再生協議会臨時総会の概要について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

事務局
(谷口局長)

みなさまご苦勞様ございます。

向山委員から欠席の連絡が受けております。定刻になりましたのでただいまから第21回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。開会に当たりまして、中井会長からごあいさつをお願いいたします。

会 長

総会開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。2月というのに暖かい中また年度末という時間でございますので、お集まり定刻通り総会を開催できましたことをまずは厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。また先般今回一緒に勉強会におかれましては、農地中間管理機構より色々説明を受けさせていただきましたけど、皆様方にはかなり不満があったのかなと思うところがございますけども、これから見直しもされるようですが、我々の意義に沿うような方向に向かっていければなと思うところがございます。また本日、農業新聞で発表がありましたけども、北海道はゆめぴりか・ななつぼし16・17・18年と3年間特Aで魚沼産のこしひかりも特Aに返り咲きしたとございます。やはり今は、安心・安全・おいしい米をみなさんが求めているようでございます。農家におかれましても我々の小さい頃は単収が上がれば良いと思って作っていたのですが、今はやはり反収ではなくおいしい米、安心安全の米を作らないと消費者も買ってくれないと事がございますので、ぼくも北海道に出しておりますけど、皆様何とか努力して頂ければなと思ってございます。また今2月とここでございますけど、私事になるかもしれませんが、わたくしの一番下の堤防側のほうでは、稲株が見えてきたところがございます。こんなに雪の少ない年も初めてかなと私も思っているところかなと異常気象といいますか、これをなんとか我々の味方につけて農家をやっていかないと考えております、皆さんも今年も出来秋を迎えることを祈って作業専念していただければなと思うところがございます。また本日は皆様方にご案内がありましたけど、福村元会長の産業貢献賞の祝賀会がございます。みんな揃って参加して頂ければと思うところがございます。また詳しい事につきましては、その時また報告させていただきたいと思っております。また先ほど農業再生協議会の会議ありましたけど、蘭越町におかれましては主食米の耕作が少なくなったということも言うておりました。今年から共済耕地図がなくなって、農業再生協議会で耕

地図が出来てくるのか、どんなやり方でやるのが一番いいのか精査している所でございます。みなさんも何とか今年1年間頑張って頂ければなと思うところでございます。それでは早速第21回蘭越町農業委員会総会を開会させていただきます。

議長

ただいまの出席委員は、14名あります。定足数に達しておりますので、これから第21回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が向山委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、2番近藤委員と3番安田委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第20回の総会以降の諸般について、報告いたします。

2月5日、農業セミナー 皆さんと一緒に出席しております。

2月22日、蘭越町農業再生協議会臨時総会に出席しております。

2月25日、振興農政専門委員会が札幌で行われました。

2月25日から26日、蘭越町農業委員会委員協議会研修会を皆さんと共に行わせていただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、山田委員の退席を求めます。暫時休憩します。(山田委員退席)
再開します。
NO1について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成31年2月28日提出、蘭越町農業委員会会長名。

NO1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年3月30日から平成39年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年1月29日、土地引渡の日は平成31年2月28日です。解約理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

議長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

10番
(杉本委員)

場所は、〇〇〇向かえになりますし、本件は〇筆返還し、すべて解約しております。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

NO1について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO1については、原案のとおり受理することとします。
暫時休憩といたします。(山田委員着席)

再会いたします。

次に、NO2について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

NO2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成24年7月27日から平成30年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年2月13日、土地引渡の日は平成31年2月28日です。解約理由は、譲渡するため、解約するものです。

議長

NO2について、担当委員の補足説明をお願いします。

16番
(伊藤委員)

〇〇〇さんと〇〇〇さんですが、内容については事務局の説明のとおりです。場所は〇〇〇渡ってから〇〇〇方へまっすぐ入っていく道の突き当りの左右になります。後ほど議案第6号でも出てきますのでよろしくをお願いします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

NO2について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

番号2について、原案のとおり受理することといたします。

日程5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

NO1について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、山田委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(山田委員退席)

再開します。

NO1について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の設定、並びに使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申

請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。
平成31年2月28日提出。蘭越町農業委員長名。

NO1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番
〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付
理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立
する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、
共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条
許可の日、期間は農地法第3条許可の日から平成36年2月27
日までの3年間です。

なお、こちらの案件については、解約は〇筆でしたが、今回の
賃貸では〇筆分となっており、残りの〇筆については、現在、違
う耕作者が賃貸することで調整中です。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明をお願いします。

10番
(杉本委員)

書類を見ていただきたいと思いますが、〇〇〇下の方にありま
す〇〇番〇と〇〇番〇にたいして新たに契約するものでありま
す。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

NO1については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
NO1は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。
暫時休憩といたします。(山田委員着席)

再会いたします。

次に、NO2からNO4について、一括上程いたします。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

NO2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番
〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用
賃借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、
後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用
賃借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、
期間は、農地法第3条許可の日から平成36年2月27日までで
す。

NO3、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある〇〇〇を売渡すものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

NO4、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成36年2月27日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

議長

NO2からNO4について、一括担当委員の補足説明をお願いします。

16番
(伊藤委員)

NO2〇〇さんの件です。内容については事務局の説明のとおりです。場所ですけども2か所ありまして、一か所は〇〇さんの自宅の周り農地、もう一か所は〇〇の道路向かいになる土地になります。

議長

次、お願いします。

13番
(西元委員)

NO3、〇〇〇さん内容につきましては事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇〇がございまして、それよりちょっと〇〇よりの所から〇〇に向かって〇〇が走っております。

〇〇を真ん中としてT字型にある農地でございます。

NO4、〇〇さんと〇〇さんの件ですけれども、内容につきましては事務局の説明のとおりです。場所に関しましては、〇〇住宅の道路挟んでちょっと斜めになるんですけれども、反対側に位置する農地でございます。よろしく申し上げます。

議 長

これから質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。

10番
(杉本委員)

〇〇さんについて、農業者であるということで間違いはないですか。

事務局
(谷口局長)

ただいまの質問についてお答えいたします。〇〇に住所がありますが、〇〇さんに農業者であるかどうかについては、農業委員さんでも確認しておりますけれども、〇〇さんについては数年前から戻ってきてお父さんと農家をやってるという実態がありますので、間違いなく農業者だと確認させていただいております。以上です。

議 長

よろしいでしょうか。

10番
(杉本委員)

ありません。

議 長

その他、何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

NO2からNO4については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

NO2からNO4は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

次に、NO5について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、西元委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(西元委員退席)

再開します。

NO5について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

NO5、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成36年2月27日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長

NO5について、担当委員の補足説明を願います。

3番
(安田委員)

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。〇〇〇から下に200m位降りた所に〇〇〇さんの住宅がございまして、その周辺になる土地です。よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

NO5については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

NO5は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

暫時休憩いたします。

(西元委員着席)

再開します。

日程第6、議案第3号及び日程第7、議案第4号の農地法第4条の規定による許可申請について、及び農地法第5条の規定による許可申請については関連がありますので一括議題とします。

議案第3号のNO1から議案第4号のNO3について、一括上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成31年2月28日提出、蘭越町農業委員長名。

NO1、申請人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡、申請理由は一般住宅の建築に伴う進入路を確保するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農用地区域外農地です。判断理由としては、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団（おおむね10ha未満）農地であり、農用地区域外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断いたしました。

一般住宅を建築するための進入路の確保であるため、転用することはやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

こちらの案件については、1月31日の総会で農地法第4条の規定による許可について、許可相当である旨、北海道農業会議へ諮問しておりました。

この度、2月20日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。

NO2、申請人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡、申請理由は農業用倉庫建築敷地に供するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農用地区域内農地です。判断理由としては、農業振興地域整備計画における農用地区域内の一角に位置する農業用施設農地です。規模拡大等により、既存倉庫が手狭なため建築するものであり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、北海道農業会議への諮問につきましては、転用目的が農業用施設である場合は諮問の対象から除外できることとなっておりますので申し添えます。また、昨年6月22日付けで農振の内容については変更済です。

続いて、関連がありますので、議案第4号について、説明いた

します。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成31年2月28日提出、蘭越町農業委員長名。

NO1、申請者は譲渡人が〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡、農地区分は、農用地区域外の第2種農地、権利の種類は売買、譲渡価格は〇〇〇円です。申請理由は、一般住宅敷地等に供するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

第2種農地に判断した理由としては、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断いたしました。

現在、〇〇に在住しているが、自然環境に恵まれた土地で家庭菜園などを実現しながらの永住を希望しており、土地所有者に相談して、承諾を得て住宅等を設置するためであり、他に代替地がなく転用することはやむを得ないと判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号2番、申請者は譲渡人が〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡、農地区分は、農用地区域外の第2種農地、権利の種類は売買、譲渡価格は〇〇〇円です。申請理由は、一般住宅敷地等に供するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第2種農地に判断した理由としては、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断いたしました。

現在、〇〇に在住しているが、自然環境に恵まれた土地で家庭菜園などを実現しながらの永住を希望しており、土地所有者に相談して、承諾を得て住宅等を設置するためであり、他に代替地がなく転用することはやむを得ないと判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

また、〇〇さんから配置図の変更の連絡がありました。図面番号 議案4号2をご覧ください。敷地面積は変更ありませんが、

新たに物置敷地スペースが増え、駐車場スペースも左側にあったものが、右側へと配置が変更となっております。

なお、北海道農業会議への諮問の資料は、変更後で提出しております。

NO3、申請者は譲渡人が〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡、農地区分は、農用地区域内の第2種農地、権利の種類は売買、譲渡価格は〇〇〇円です。申請理由は、蘭越町定住子育て支援住宅を建設するため、転用するものであります。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分としては、概ね500m以内に駅、温泉宿泊施設、公営住宅、小学校があり、市街地に近い農地であり、また、第3種農地には該当しないため、第2種農地と判断いたしました。

本町において、少子高齢化・人口減少が続く中で移住促進を図るため、町子育て支援住宅を建築するための敷地であり、駅や小学校、市街地に近い土地を選定したものであり、他に代替地がなく転用することはやむを得ないと判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

NO3の5条申請については、現在、農振農用地区域からの除外手続きを並行しており、事前協議の中では除外相当である旨協議が進められております。

議案第3号の〇〇氏の案件、及び議案第4号の3件については、1月31日の総会で農地法第5条の規定による許可について、許可相当である旨、北海道農業会議へ諮問しておりました。

この度、2月20日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

順次、担当委員の補足説明を願います。

2 番
(近藤委員)

まず先に第5条転用の説明させていただきます。

1番〇〇さんと〇〇の件ですけども、以前にも事務局から説明されたように、住宅を建てる目的の転用であります。1番と2番〇〇さんと〇〇さんの件につきまして、宅地を建てるための転用が、議案第3号の4条転用の1番、その土地へ行くための道路であります。内容については、事務局の説明のとおりです。以上であります。

14番
(高山委員)

内容については、事務局の説明のとおりです。議案第3号2番〇〇さん、ちょうど〇〇のすぐ裏に農業用道路を建設敷地用地図があると思いますが、よろしくお願いします。

2番
(近藤委員)

〇〇さんと〇〇になりますけども、これは昨年言われました通り場所は〇〇と〇〇との間の土地であります。目的は先ほど事務局で説明のとおり定住子育て支援住宅を建てるためであります。以上であります。よろしくお願いします。

議長

関連の案件があり1回1回させていただきましたが、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。
本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案については、原案のとおり決定し、許可することとします。
日程第8、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。
NO1について、上程いたします。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第5号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。平成31年2月28日提出。蘭越町農業委員長名

何度か総会時においても説明させていただきましたが、平成28年4月1日施行により、農地を所有できる法人要件等の見直しがされております。別紙のとおり法人要件の見直しについての資料も再度配付させていただきました。

NO1、平成31年1月25日付けで〇〇〇より平成29年4月1日から平成30年3月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。内容については、記載のとおりとなっております。

事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件

を確認したところ、各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただ今事務局から説明があり、項目毎の要件について確認をしたとのことではありますが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員 　　ありません。

議 長 　　質疑なしと認めます。
　　NO1の農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員 　　異議なし。

議 長 　　それでは、NO1については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

次に、NO2について、上程いたします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、椿委員の退席を求めます。暫時休憩します。

（椿委員退席）

再開します。

NO2について、事務局から説明願います

事務局
(福岡係長) 　　NO2、1月28日付けで〇〇〇より平成29年1月1日から平成29年12月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。内容については、記載のとおりとなっております。

事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただ今事務局から説明があり、項目毎の要件について確認をしたとのことではありますが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員 　　ありません。

議 長 　　質疑なしと認めます。

NO2の農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、NO2については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

暫時休憩といたします。

(椿委員着席)

再開します。

次に、NO3について、上程いたします。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

NO3、1月29日付けで〇〇〇より平成29年1月17日から平成29年12月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今事務局から説明があり、項目毎の要件について確認をしたとのことではありますが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

NO3の農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、NO3については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第9、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により高山委員の退席

を求めます。暫時休憩します。

(高山委員退席)

再開します。

NO1について事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成31年2月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

NO1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成31年3月6日から平成35年4月30日までの4年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

なお、代理人 蘭越町長となっています。平成24年度に規模拡大交付金及び農地集積協力金の該当になっている案件です。あいだに円滑化団体である町に白紙委任することとなっております。

また、契約期間についてですが、前回の契約期間からの更新となりますが、規模拡大交付金を受けているものは6年間、農地集積協力金を受けているものは10年間賃貸借を継続することとなっております、いずれも農地集積協力金が伴うため4年間継続契約するものです。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

15番
(親谷委員)

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇下であります。以前はこの田んぼを〇〇さん作っていましたが、ちょっと離れているということで、今回

〇〇さんに賃貸するものです。この図面ではちょっと見づらいの
ですが、〇〇さんと〇〇さんの土地が農道でちゃんとつながって
おります。よろしくお願いします。

議 長 これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。
NO1については、異議ないものとして決定してよろしいでし
ょうか。

全委員 異議なし。

議 長 NO1は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。
暫時休憩といたします。
(高山委員着席)

再開します。

次に、NO2～NO6について、一括、上程いたします。

NO2～NO6について、一括、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長) NO2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の
設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番
〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設
定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成31年3
月6日から平成35年4月30日までの4年間です。価格は〇〇
〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。
貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し
付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件と
しては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働
力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して
耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号に
ついては記載のとおりです。

NO3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の
設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番
〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設

定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成31年3月6日から平成35年4月30日までの4年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO4、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成31年3月6日から平成35年4月30日までの4年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん外〇名、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成31年3月6日から平成32年3月5日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO6、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇

〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成31年4月1日、対価の支払期限は平成31年3月末日です。価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。以上です。

議 長

NO2からNO6について、担当委員の補足説明をお願いします。

14番
(高山委員)

NO2、3、4、5と説明します。番号2からです。事務局説明とおおりです。場所ですけれども、議案第6号2番の別紙のとおりです。〇〇〇宅周りです。次に番号3です。事務局説明とおおりです。場所ですけれども、先ほどの〇〇さんより議案第6号3番の別紙をみていただきたいと思います。ちょっと斜めのほうに四角で囲っていて、その下が〇〇さんの上です。次4番ですけども、事務局の説明とおおりです。議案第6号4番の別紙で〇〇さんの道路挟んで下の方のお宅です。次に5番です。内容は事務局説明とおおりです。議案第6号5番の別紙を見ていただきたいと思います。下側の方へ〇〇行く道路があると思いますけれども、そのすぐ上の真ん中です。よろしくお願いします。

16番号
(伊藤委員)

6番内容は事務局説明とおおりです。議案第6号6番の別紙を見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。
NO2からNO6については、異議ないものとして決定してよ

ろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO2からNO6は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第10、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）ついてを議題とします。

NO1について、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画（案）の適否について、議決を求める。平成31年2月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、権利の設定を受ける者は、〇〇〇、権利の設定をする者は、〇〇〇。土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成31年5月6日から平成38年5月5日までの7年間です。価格は総額で、〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るためです。

なお、本案件は、平成28年度に〇〇〇氏が農地集積協力金を受けるため、10年間農地中間管理機構へ貸し付けたものであり、平成38年まで賃貸契約が必要となりますが、このたび、〇〇〇が引き続き借り受けることとなったものです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

11番
(吉田委員)

NO1内容は事務局が説明のとおりです。場所ですが、図面を見ていただきますと、左下に〇〇〇線があり、その右側に〇〇〇さんのお宅がありまして、その裏にあたる一団地になります。よろしく願います。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。
本案は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第7号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第11、議案第8号平成31年農作業雇用標準賃金の改定についてを議題といたします。

第20回の総会で、「振興・農政専門委員会」に付託しておりますので、椿委員長から検討した結果について報告をお願いします。

12番
(椿委員長)

2月25日、札幌で研修会の合間に時間をいただいて、振興農政で決定いたしました。事前に近藤副委員長と私と谷口事務局長と事前に相談して提案いたしまして、25日に決定しました。皆さんのお手元にある平成31年農作業雇用標準賃金の改定(案)についての資料の改定(案)ということで描かれていますけども、それで説明したいと思います。1つ目は今までは、850円と設定していました。近年賃金の値上がり等もありまして、今の最低賃金が835円ということで、いずれもう少し標準が高くなるんじゃないかなと考え、1時間の賃金が900円と委員会で決定いたしました。小麦と大豆と小豆とそばとかの収穫が別の枠でありましたが、金額的に一緒なので一つにまとめてあります。また以前は1区画30a未満の圃場と表示になっていましたけども、分かりにくいため、1区画30a未満の圃場と1区画30a以上の圃場と付け加えてあります。1区画30a未満の圃場と1区画30a以上とで単価が若干違うこととなります。牧草収穫・刈取作業のイコール梱包作業と記してありましたが、いま梱包はどこもしていないだろうと削らせていただきました。粃乾燥調製作業の欄を削除しております。いまはJAの施設を使っていますのでそれは必要ないだろうということで削除いたしました。へり防除作業については10a当たり1,600円を1,700円に農薬を含めた金額、

これはJAの方から聞き入れした金額になっております。振興農政で(案)として起案しております。ご審議の方をよろしく申し上げます。

議長

ただ今、椿委員長から報告がありました。何かご質問等はありませんか。改定案を読んでいただき、次の31年農作業雇用標準賃金みれば内容がわかるのかなと思いますけども。

報告のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、椿委員長からの報告のとおり、決定することとします。

なお、この賃金表を農家の皆さんと、各事業所に配布することといたします。

日程第12、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(福岡係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、平成31年2月28日提出、蘭越町農業委員長名。

平成31年2月5日付けで、昆布町511番地5 竹ヶ原チエ子さんから昆布町11番1外10筆の土地を 夫 眞一さん死亡により相続した旨の届出がありましたので報告いたします。

以上です。

議長

つきまして、日程第13、報告第2号 蘭越町農業再生協議会臨時総会の概要について 西元代理から報告願います。

西元代理

2月22日の13時から役場3階会議室におきまして、蘭越町農業再生協議会臨時総会が開かれました。報告事項として、今年度の米の生産量を国が示した数字が718万トンから726万トン。示された数字を基に北海道農業再生協議会が自主的に国が決めた、生産とする537,341トン面積換算しますと98,030ヘクタールということで、この数字を基に蘭越町農業再生協議会にこの数字がおりてきまして、蘭越町農業再生協議会といたしまして、蘭越町が目安ですけども、8,839.443トン1,667.8ヘクタールという数字が示されております。この数字は、6.43トン増12.2ヘクタールとなります。少しト

ン数が増えますが、面積が減少しています。これに関しましては、反収530キロという数字を使うことになっておりますので、数字で計算しますと、面積的には前年度12.2ヘクタールが減、主食米の生産面積ですけれども、ということで報告を受けました。その報告を基に今年度本協議会では、本町においても生産の目安での実際の生産について推進を各農業者の理解を求め、取り進めるということで議決されております。皆様方のご協力よろしくお願ひします。

もし質問あれば、若干ではございますけれども、聞きたいことあればお答えいたします。

議 長

皆さんの方から、質疑あれば承りたいと思ひますけれども。その他の報告を事務局からお願ひします。

事務局
(谷口局長)

皆さんのお手元の方に2020年度国策への意見要望についてNo.1から5まで用意させていただきました。以前に総会の時に委員の皆様、5月末に毎年行ってる国会議員への要請活動の資料になって、各町村から上がってまとめたものが国会議員への要請活動の要望書になると、皆さんの方から特に今回は要望が上がってこなかったですが、私の方で昨年要望した内容で国の方で改善がされなかった項目について、再度要望した方が良いでしょうということで、まとめさせていただきました。No.1ですが、経営所得安定対策を含めた日本型直接支払の法整備について、この内容については、昨年と変わっておりません。この内容で要望あげていきたいと思ひます。

No.2 基盤整備事業の予算確保及び予算配分についても、これについても内容は変わりませんので、まず地方連の方に上がっていきますので、同じ内容で要望していきたいと思ひます。

No.3 譲渡所得の特別控除額等についてということで、去年も要望していますが、内容を若干変えた方が良いでしょうということで、修正した部分があります。利用権設定等促進事業（農業経営基盤強化促進法）をやった時に、認定農業者であれば控除受けられると現行800万円から2,000万円に引き上げることを要望するというので、修正させていただきました。前回は3,000万円の本町の農業委員会を通して上げましたが、主旨は今回の制度の見直しに寄りまして、農地保有合理化事業、これは農地中間管理機構事業の中にあつて、認定農業者であれば、1,500万円から2,000万円に引き上げられる予定ほぼ決まる

と思います。こちらが2,000万円が限度であろうと思います。基盤強化法の方も2,000万円が限度であろうとあります。農地保有合理化事業については若干事業の内容が変わっている部分がありますし、さらに需要されている制度ですので、それはそれとして基盤強化法を使った場合でも、800万ではなくて、農地の流動化については北海道は所有権移転が主流になっている影響をしめてるところで、800万ではなく1,000万位まで引き上げてほしいという主旨で上げたいと思っております。

No.4ですが、消費税の課税売上高についてということで、これについて内容は変わっておりません。昨年度と同様に地方連へ提出していきたいと思っております。

No.5新規就農者への特別減税について、これはですね、去年この時期の地方連への要望ではなかったのですが、去年の11月中村代議士へ町農業委員会単独で要望上げようとなった時に、近藤委員から話がありまして、これを要望したわけでありまして。今回5月末の国会議員の行政活動中に含めてはどうかと。新規就農者の特別減税を含めたらどうかと、新規就農者は税制上の控除額が少なく、各種税負担が大きくなるため、就労5年以内特別減税を報じるよう要望したいと、主旨でありますけれども新規就農者については、現在、人材投資資金は見込めますが、実情が参入時の先行投資大きい。合わせて投資以後に償却費率も大変大きくなると定着までは極めて厳しいのが実情であるということで、特に単身者については税制上控除される額も無いものですから税の負担ってというのが、大きくなります。そういう主旨であり、この要望についても新たに今回あげていきたいと思っておりますので、ご報告させていただきました。

報告事項ですが皆さんからご意見ありましたら、この場でいただけたらと思います。明日、地方連の幹事会がありまして、出席しますので、この件についても話がされる予定であります。何かありましたらご意見の程よろしく申し上げます。以上です。

議 長

局長から色々説明していただきましたけども、何か意見がありましたら、皆さんから挙手していただけたらと思いますが、よろしく申し上げます。何かありませんでしょうか？

追加する点とかありませんでしょうか

10番
(杉本委員)

種苗法について、昨年廃止した点、その後条例でと話しは出ていたじゃないですか、やはり種苗法に変わるものを国で示しても

らわないといけないかと。条例を制定しても北海道の麦や米や肉牛など、海外に出される可能性がある。もう一つは前回の種苗法がある程度改正して、いきなり廃止にしているものですから、そのところもうちょっと整理して国民へ語りかけた方が良いのではと思います。

議 長 杉本委員の意見はごもっともだと思います。明日、幹事会がありますので、私の方から口頭で説明しまして、まだ時間ありますのでその辺を正式に上げるかを含めて、明日話してきたいと思います。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。ほかにありませんでしょうか。いまの付け加えてこのままいくということでしょうか。

全委員 はい。

議 長 その他事務局からよろしくお願いします。

事務局 (谷口局長) 次回総会は、3月27日水曜日、1時30分から行いたいと思います。以上です。

議 長 以上で、報告を終わりますが、何か意見とかあれば。

13番 (西元委員) 農業委員会の方から町長に対して農政の町補助金の視野に關しまして、提出しましたが、この内容がどのように決定はしてないとは思いますが、どのような形で動いているのか今の現段階で分かっているならば、説明していただきたい。

事務局 (谷口局長) いまのご質問ですが、予算策定前に農林水産課課長と私と農林水産課主幹と農政係長で打ち合わせをさせていただきました。いま第6次総合計画を町の方で策定もしている話があります。スマート農業、あと農業後継者の問題、基盤整備の問題大きく3点について要望したわけですが、31年に農業振興計画、総合計画ともちろんリンクすると思うのですが、農業振興計画の中でまずその部分についてを位置づけをしていこうということで、いままで本町には農業振興計画がなかったですね。それで町独自の農業振興計画を農林水産課の方が中心になり、たたき台を作っていこうという話になっています。その中で、どの農業者から意見を聞

くかとはまだ進んでいないですが、担当レベルの中で農業振興計画をまず作ってから、もんでいこうということになっておりますので報告をさせていただきます。以上です。

議 長

よろしいでしょうか

ほかに意見ありませんでしょうか

それではないということでもよろしいでしょうか

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて第21回農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時30分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印